

## 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 15 条第 6 項の規定に基づく実施状況について、下記のとおり公表します。

### 1 取組状況

#### (1) 時間外勤務について周知

平成 28 年 3 月に週休日の振替及び時間外勤務命令の事前命令等について通知を行いました。

#### (2) 研修の実施

平成 29 年 2 月に性の多様性についての人権研修を行いました。

### 2 数値目標に対する実績

#### (1) 男性及び女性ともに、育児休業等の取得を希望する職員が 100%育児休業を取得できるように努めます。

男性職員の育児休業取得がないため、今後も取得可能な男性職員に制度の周知に努めます。

	H28 年度		
	男性職員	女性職員	計
取得率	0.0%	100%	40.0%

#### (2) 各職員の 1 年間の超過勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の 360 時間の達成に努めます。

平成 28 年度に年間の時間外勤務時間が 360 時間を超えた職員が 2 人でした。更なる事務の効率化を図り、時間外勤務の縮減を図ります。

#### (3) 職員 1 人当たりの年次休暇の取得を対前年度比で 5%増加させるよう努めます。

職員への行動計画の措置を周知徹底し、取得が増えるよう努めます。

	H28 年
1 人当たりの年次休暇取得日数	8.0 日

- (4) 妻の出産に伴い入院の付添等を行う職員が特別休暇を100%取得できるように努めます。

今後も取得可能な男性職員に制度の周知に努めます。

	H28年度
取得率	55.6%

- (5) 将来的に管理職の女性職員を向上させるためにも、係長級以上の職員に占める女性職員の割合が20%以上となるよう努めます。

(各年4月1日現在)

	H28年	H29年
係長級以上の女性の割合	18.3%	18.6%

※消防職、保育職、幼稚園教諭を除く